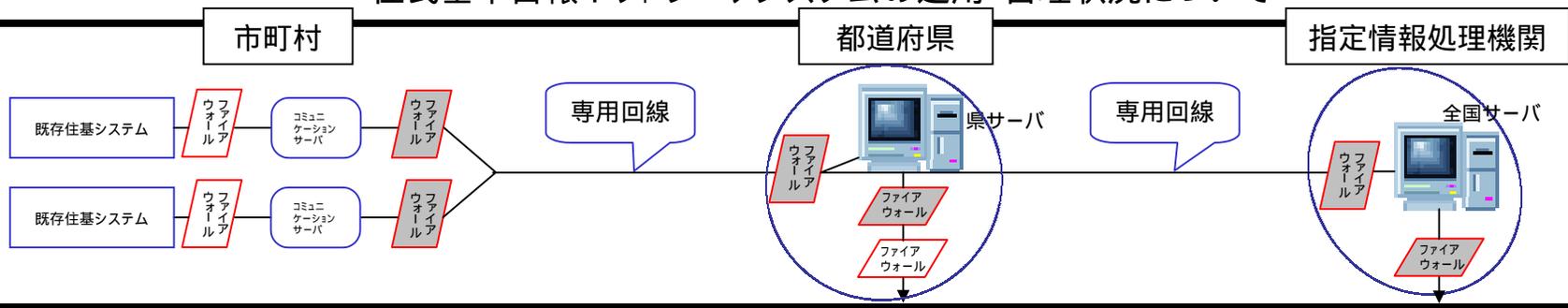


住民基本台帳ネットワークシステムの運用・管理状況について

住民基本台帳ネットワークシステム



システムの運用状況

(市町村)

本人確認情報に係る更新データを県へ通知(送信)
 ... 県内市町村が更新データの送信処理を行った件数
 { 平成15年1月分 (18,692件) }

(H15.8.25～)第二次稼働

- 住民票の写しの広域交付
- 転入転出の特例処理
- 住民基本台帳カードの交付

(都道府県)

市町村からの更新データを指定情報処理機関へ通知(送信)

本人確認情報の利用
 (長野県においては現在までのところ利用事例はなし)
 (今後の検討)

- 法律上利用が可能とされている事務
 パスポートの発給事務
 建設業法による届出事務
 宅地建物取引業法による管理者登録事務
 県における恩給法に基づく年金支給事務 等
- 条例に基づく都道府県の独自利用

(指定情報処理機関)

本人確認情報の提供
 ・平成14年8月以降の提供状況

提供先	提供年月	提供件数
地方公務員共済組合	平成14年 9月	2,412,127件
	平成14年10月	1,964,134件
	平成14年12月	2,111,264件
厚生労働省 社会援護局	平成14年10月	34,765件
	平成14年10月	841件
	平成14年11月	260件
	平成14年12月	34,460件
	平成14年12月	201件
	平成15年 1月	305件

・平成15年度以降の提供予定
 国家公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、社会保険庁 等

本人確認情報の国の機関等への提供状況について、個人別に開示を行うことができるシステムを開発する予定

システムの管理(セキュリティ対策を含む)状況

住民基本台帳ネットワークシステムについては、体制や設備、管理運用等についての技術的基準(平成14年6月10日 総務省告示)が定められ、その基準に基づき市町村、都道府県、指定情報処理機関において、それぞれセキュリティ対策を含めたシステム運用を行うこととされている。

技術的基準の主な内容	長野県における管理状況	指定情報処理機関における管理状況
規程、体制の整備 ・セキュリティに関する規程の整備 ・責任体制の整備 緊急時における計画の策定 機器設置室等の障害防止、入退室管理 機器操作者のアクセス権限の確認 委託を行う場合の措置 専用回線の使用、データの暗号化、ファイアウォールの設置による通信制御、既存ネットワークとの接続管理	本人確認情報の保護に関する条例を独自に制定 長野県本人確認情報保護管理規程の策定 セキュリティ体制(統括責任者、副統括責任者、セキュリティ責任者、ネットワーク管理者)を定め、必要に応じセキュリティ会議を開催 緊急時対応計画の策定 入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領に基づく運用 保護管理規程中の委託に関する規定に基づく運用 (上記のほか)長野県本人確認情報保護審議会による審議	指定情報処理機関が市町村、都道府県、全国サーバに設置したファイアウォール(FW)による24時間監視 現在までのところ不正アクセス等は認められない 全市町村を対象としたセキュリティチェックリストによる点検、一部の団体を対象とした監査法人による運営監査の実施 情報の提供先である国の機関等との間で、あらかじめ本人確認情報の適切な管理のための措置等についての協定を締結 (上記のほか) 本人確認情報保護委員会、住基ネットワークシステム調査委員会を設置